

受託単価規程

ケイスリー株式会社が官公庁から受託する業務の人件費単価については、職務区分に応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

受託単価基準（単位：円、税抜き）

職務区分	基準日額	基準時間単価	職務内容
取締役	240,000	30,000	業務の責任者として事業を監理し、品質に責任を負う者。
ディレクター	168,000	21,000	事業全般に精通し、事業の実施に伴い組織するプロジェクトチームの指揮を行う者。
コンサルタント	96,000	12,000	上席者の指示のもと、業務の円滑な遂行のための作業に従事する者。

※基準日額の稼働時間は8時間を想定している（移動時間等含む）。
※上記は標準業務単価であり、実際に受託する事業の戦略的位置付け、業務量および難易度等を勘案して増減する場合がある。

附則

- 本規程は、2022年7月1日より施行する。

以上